

2022年1月19日

関係各位

公益財団法人日本陸上競技連盟
施設用器具委員会

緊急事態宣言に伴う対応について

日頃は本委員会の活動に対しご理解・ご協力いただきありがとうございます。

新型ウィルス感染が各地で拡大してきており、感染力も強く、いつどこで感染をするのか判らない状況となっています。このような中、緊急事態宣言を発出される地域が広がる状況になってきており、検定時の感染に危惧しております。

緊急事態宣言発出された地域については、既に連絡している通り、検定を延期する対応をしているところです。延期をすると競技会開催に支障がある場合のみ実施をしておりますが、感染リスクをできる限り軽減させる方策として医事委員会のアドバイスを受け、「検定実施の注意」を更新しました。

つきましては、緊急事態宣言発出された地域で競技会開催に支障があるために検定を実施する時には、十分検討の上、「検定実施の注意」に基づき対応をお願いいたします。

なお、各地で感染が拡大してきておりますので、宣言の発出されていない地域、まん延防止措置が適用されている地域の検定についても「検定実施における配慮事項」（すべての検定が対象）に基づき、感染防止の対応をしてください。

感染の拡大を防止するため、ご理解・ご協力をお願いいたします。

連絡先：公益財団法人日本陸上競技連盟 事務局
〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町 4-2
JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 9 階
TEL：050-1746-8410 メール：shisetsu@jaaf.or.jp

1. 検定実施の条件

- ① 緊急事態宣言が解除されていること

緊急事態宣言の発出された都道府県内での検定（急を要する用器具検定を除く）、緊急事態宣言の発出された都道府県から派遣がある検定は、延期とする。

- ② 地方自治体、所有者から施設使用について許可されていること

※ 都道府県毎に緊急事態宣言の発出された時には、該当する都道府県からの派遣者及び該当する都道府県内の派遣者の検定を中止・延期とする。

※ ただし、公認競技場、コースは競技会開催するための必須条件であるため、延期をすると競技会開催に支障がある場合、競技会の開催のガイドラインに準じて検定の実施を検討してもよい。

検定の実施にあたっては、派遣者の職場の移動など制限がなく、実施地の自治体等と感染防止に関する諸事項について十分に協議した上で、政府や実施地の自治体等から示された条件等を踏まえ、感染リスクをできる限り軽減させる策を講じ、事前に文書で委員会に提出すること。

- ・ 派遣者の職場の移動など制限があるときには、派遣者を変更する。（事前に変更する）地元検定員に移動等の制限がある時には、検定は延期する。
- ・ 下記「検定実施における配慮事項」に従い実施する。
- ・ 検定の実施に対して自治体等から指示がある時は、それに従う。
- ・ 年度末においてシーズン開始の競技会に支障のある場合も含む。
- ・ 現地指導において設計や予算措置に支障がある場合も同様とする。
- ・ 検定従事者は、ワクチン接種完了が望ましい。できれば市区町村から接種証明証の発行を受けておく。接種機会があれば早めに接種を受けることを推奨する。
- ・ 所有者は、検定従事者の感染リスクを軽減するため、検定前に検定従事者のPCR検査を実施すること。検査は、検定実施の72時間以内に検査を受けることとする。（派遣者は検定出発の72時間以内）
また、所有者は検査を受けた者から、医療機関もしくは検査機関から発行・発信され検査結果が記された書面等の提出を受けて、確実に検査結果を確認し、検定時に報告すること。
派遣者の検査費用は所有者が負担する。

緊急事態宣言が発出されている地域での検定は、検定従事者全員が検査を実施すること。緊急事態宣言が発出されている地域からの派遣は、派遣者の検査を実施すること。

- ・ PCR検査を受けて派遣者が陽性となった時は、派遣者の変更する余裕がない場合は、派遣者減で検定を実施する。
1種・WA、2種、3種新設競技場で、やむなく地元検定員・技術役員だけで実施する場合、本部検定員と連絡を密に取り実施する。本部検定員がサポートする。
WA認証コースで、A級、B級双方が欠ける時には、検定の中止となる。

※ 緊急事態宣言が発出されていなくとも、感染状況により検定従事者の感染リスクを軽減するため、検定従事者のPCR検査の実施など緊急事態宣言の発出時と同様な対策を講じること。

2. 検定実施における配慮事項（すべての検定が対象）

- ① 3密（密閉・密集・密接）の回避
 - ・ ソーシャルディスタンス確保の工夫をする。
 - ・ 打合せ、講評、書類を整理する部屋のレイアウト変更、室内換気をする。
 - ・ 打合せは最小限の人数で行う。
 - ・ 検定作業中、密接、密集とならぬようにする。
 - ・ 移動時も3密を回避するようにする。
- ② 検定従事者（検定委嘱者、所有者、施工業者等）の体調確認
 - ・ 日々の体調管理を怠らず、必ず検温を行う。
検定委嘱者は、【大会前／提出用】新型コロナウイルス感染症についての体調管理チェックシートに記入して検定報告に添付する。実施日が複数となる時には欄外に記入する。
 - ・ 万一発熱、体調不良、陽性者、濃厚接触者となった時には、検定に参加しない。
検定委嘱者が検定に参加できない時には、必ず本委員会に連絡する。
 - ・ 日々の感染に注意するため、新型コロナウイルス接触確認アプリ COCOA の導入を推奨する。
- ③ 個人防護具着用の励行
 - ・ 検定時はマスクを着用する。
 - ・ 自転車計測時の計測乗車中は、フェイスカバー等で飛沫の防止をする。
 - ・ マスク等の着用により熱中症を引き起こす恐れもあるため、息苦しさを感じた場合はマスク等を外して、水分補給や休憩をとるなど無理をしない。
- ④ 手洗い・手指消毒・洗顔の励行
 - ・ 手洗い・手指消毒・洗顔できる設備、用具の確保
 - ・ こまめに手洗いまたは手指の消毒を行い、手を清潔に保つ。

- ⑤ 食事の注意
 - ・ 会食はしない。
 - ・ 検定中の食事は、マスクを外して飛沫が飛びやすい環境ですので、2 m程度離れて黙食とする。必要な会話は、食後にマスク着用の上でする。
- ⑥ 検定後、従事者に発症者が出た場合は、本委員会、所有者、従事業者に速やかに報告する。

3. 公認期間の対応

- ① 今回の対応により検定実施ができずに公認満了日が過ぎたことについては、猶予する。
検定実施が公認満了日より2か月以上遅れる時には、検定予定と状況を文書で施設用器具委員会に報告すること。
- ② 検定実施後、審査合格したときは、従前の公認満了日の翌日より公認開始日とする。（検定延期をした時と同じ取り扱い）
- ③ 競技会前までに検定を要する。

以上